

高知市消防局からのお知らせ

事業を開始されるみなさまへ

「消防署への防火対象物の 使用開始届出書」

の提出はお済ですか？

届出は

7日前までに！

【防火対象物の使用開始届出書】（高知市火災予防条例第43条）

新たに飲食店や店舗等を営業される場合は、その店舗等で事業を開始される7日前までに、管轄の消防署に使用を開始する旨の届出を提出する必要があります。加えて、事業主が変わる場合や、事業形態が変わる場合も届出が必要になります。

例1：事業主が変わる場合

例2：事業形態が変わる場合

事業主A
飲食店



事業主B
飲食店

事業主A
飲食店



事業主A
物品販売店

例1、例2のいずれも
届出が**必要**です！

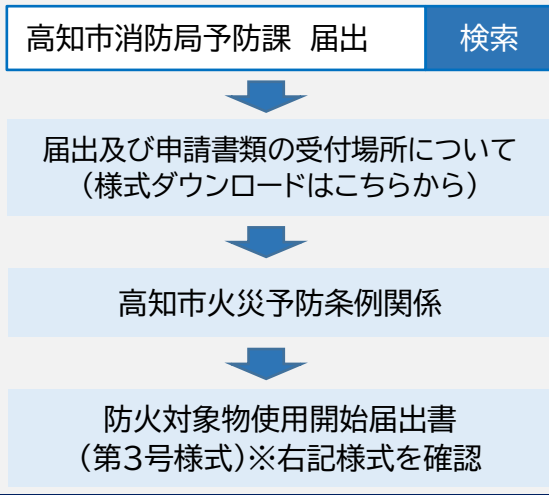
※建物の規模や事業形態によっては、新たに消防用設備等(消火器、誘導灯など)の設置が必要となる場合がございますので、事前に【裏面の問合せ先】にご連絡ください。

Q1 使用開始届出書の提出が必要な事業形態は？

すべての事業形態が届出の対象です。飲食店や福祉施設等の不特定多数が出入する建物だけでなく、工場や事務所等の不特定多数が出入しない建物も対象となります。 ※住宅は対象外

Q2 使用開始届出書の様式はどこにあるの？

高知市消防局予防課のホームページからダウンロードすることが可能です。また、お近くの消防署で様式をお渡しすることもできます。



第3号様式
防火対象物使用開始届出書

高知市消防長, 高知市 消防署長様		年 月 日	
届出者		住所	
住所		(電話)	
氏名			
所在地	電話		
名称	主要用途		
建築確認年月日	建築確認番号	第	号
※消防同意年月日	※消防同意番号	第	号
工事着手	工事完了 (予)	使用開始 (予)	

Q3 その他 注意しなければならないことは？

建物の用途及び規模によって、「防火管理者」の選任が必要となる場合があります。併せて、新たに消防用設備等(消火器や誘導灯、自動火災報知設備等)の設置義務が生じる場合がございますので、事業を計画する段階で【下記の問合せ先】までご相談ください。

※なお、自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されていないにも関わらず、事業を営んでいる場合は「**重大な法令違反のある建物**」として建物名称等を公表します。

※ 相談がないことで、本当にあった困った話 (事例紹介)

事例1 : 消防署への相談がないまま、事業を開始した飲食店

管轄消防署の立入検査において、屋内階段が一つしかない建物の3階部分で飲食店が事業を開始していることを確認。自動火災報知設備の設置が必要となったことから、重大な消防法令違反のある建物として建物名称等を公表しました。

事例2 : 関係部局への申請がないまま、無断で増改築をおこなった物品販売店

建築部局に対しての申請がなされないまま、知り合いの工務店に増築を依頼。これによって屋内消火栓設備の設置が必要となり、重大な消防法令違反のある建物として建物名称等を公表しました。

※公表の対象は建物に「自動火災報知設備」「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」が未設置の場合です。

問合せ内容	管轄消防機関名	所在地	連絡先
・消防用設備に関する事	消防局予防課	〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番45号	088-871-7504
・使用開始に関する事 ・防火管理者に関する事 ・その他の届出に関する事	中央消防署	〒780-8013 高知市筆山町4番5号	088-856-9902
	北消防署	〒780-0026 高知市秦南町一丁目4番63-22号	088-802-6031
	東消防署	〒781-8101 高知市高須砂地230番地2	088-866-3119
	南消防署	〒781-0311 高知市春野町芳原1015番地	088-821-9560



